

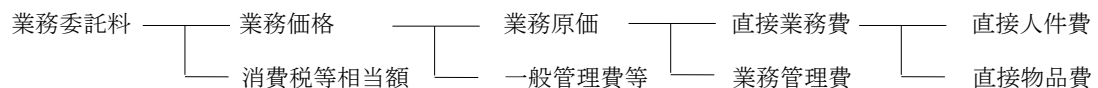
## 高松市清掃業務委託料算定要領

### (目的)

第1条 この要領は、市の施設の建物清掃業務（以下「清掃業務」という。）を委託する場合の清掃業務委託料の算定に関し必要な事項を定めることにより、清掃業務の委託に係る事務の適正な執行を図ることを目的とする。

### (清掃業務委託料の構成)

第2条 清掃業務委託料の構成は、次のとおりとする。



### (構成費目の内容)

第3条 構成費目の内容は、次のとおりとする。

- (1) 直接人件費 清掃業務に直接従事する清掃員が当該清掃業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用とする。
- (2) 直接物品費 清掃業務に直接従事する清掃員が当該清掃業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用で、次に掲げるものとする。
  - ア 資材、洗剤、樹脂床維持剤、タオル、モップ、養生用シート、事務用品等の消耗品の費用
  - イ 脚立、真空掃除機、床磨き機等の機材の損料
- (3) 業務管理費 清掃業務を実施する上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用で、総合調整費、福利厚生費、通信交通費、安全管理費、技術管理料等の経費とする。
- (4) 一般管理費等 受注者が企業を維持運営していくために必要な直接業務費又は業務管理費以外の費用で、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、光熱水費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄附金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料等の経費とする。
- (5) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき役務の提供としての清掃業務に課される消費税等の額とする。

### (清掃業務委託料の算定)

第4条 清掃業務委託料の算定は、次の算式による。

業務委託料＝業務価格＋消費税等相当額

＝（直接人件費＋直接物品費＋業務管理費＋一般管理費等）×（1＋消費税等の率）

### (構成費目の算定)

第5条 構成費目の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 直接人件費 イの表に定める清掃員区分ごとに、建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める標準歩掛りに清掃面積、清掃回数等の必要数

量を乗じて集計した労務数量に労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部が毎年実施している建築保全業務労務単価の実態調査結果に基づいて同省が決定したもので、建築保全業務積算要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の技術者区分に沿った１日当たりの賃金の単価をいう。）を乗じて集計したものとし、アの算式により得た額とする。

ア 直接人件費＝ $\Sigma$  清掃員 n（労務数量×労務単価）

$$\left[ \begin{array}{l} \text{労務数量} = \Sigma \text{ 作業 n（標準歩掛り} \times \text{必要数量）} \\ \text{必要数量} = \text{清掃面積（又は箇所数）} \times \text{日数（又は回数）} \end{array} \right]$$

イ 清掃員区分

|       |                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 清掃員 A | １級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し実務経験６年以上程度の者                             |
| 清掃員 B | ２級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、３級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験２年以上程度の者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験３年以上６年未満程度の者 |
| 清掃員 C | 清掃業務について、清掃員 A 又は清掃員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験３年未満程度の者                                                   |

※単一等級のビルクリーニング技能士は、１級ビルクリーニング技能士とみなす。

（２） 前号の場合においては、次に定めるところによる。

ア 正規の勤務時間を延長する場合は、清掃員の必要数量を定め、前号に定める算定方法により得た額を加算する。

イ 常駐を要件とする場合において、前号の算定方法により算出した労務数量が常駐に必要な労務数量に満たないときは、常駐に必要な労務数量に補正する。

ウ 建築保全業務算定基準での標準歩掛りを設定する際の清掃面積区分の適用においては、建物１棟の内部での日常清掃（建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める日常清掃をいう。以下同じ。）の対象諸室の合計（以下「１棟清掃面積」という。）により区分し設定する。

（３） 直接物品費 次の算式により得た額とする。直接物品費率は、建築用途、利用頻度等による汚染度合いに応じて４％～６％の範囲とする。また、外部足場、発電機その他特別な仮設が必要となる場合等は、その必要を別途算出し加算する。

直接物品費＝直接人件費×直接物品費率

（４） 業務管理費 次の算式により得た額とする。業務管理費率は、１３％～１７％の範囲とする。なお、日常清掃において、施設の一部を短時間で作業すること等を指定することにより一時的に清掃員の増員が必要と見込まれる場合や、特殊な作業のため特に危険防止等の安全管理を必要とする場合等は、この範囲内において率の割増を行う。

業務管理費＝（直接人件費＋直接物品費）×業務管理費率

（５） 一般管理費等 広告宣伝費及び交際費等通常官公庁業務に要しない経費を除いた額に低減するものとし、次の算式により得た額とする。

一般管理費等＝（直接業務費＋業務管理費）×１４％

（この要領により難い場合の措置）

第６条 定期清掃（建築保全業務共通仕様書に定める定期清掃をいう。）のみを委託する場合その他この要領により難い場合においては、他の算定方法によることができるものとする。

（委任）

第７条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

１ この要領は、この要領は、平成２６年１月３１日から施行し、同年４月１日以後に締結する委託契約に係る清掃業務について適用する。

２ 次に掲げる建物については、当分の間、この要領の規定は、適用しない。

（１） １棟清掃面積が１万平方メートルを超えるもの

（２） 医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１５条の２の規定の適用を受ける業務を行うものその他事務所建物に該当しないものとして別に定めるもの

附 則

この要領は、平成３１年１月２８日から施行し、同年２月１日以後に締結する委託契約に係る清掃業務について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行し、令和２年２月１日以後に締結する委託契約に係る清掃業務について適用する。